

新たな発電事業者の公募に向けた 条件の整理

平成27年3月25日

八丈島再生可能エネルギー
利用拡大検討委員会

発電事業者の公募に向けて整理すべき事項

- これまでの検討を踏まえ、公募に当たっては以下の項目について、整理する。

1. 基本的事項

2. 設置場所

3. 発電する電力規模、供給期間など

4. 臭気対策

5. 東京電力(株)との協調

6. 地元還元策

- また、事業者公募後、開発調査、発電所建設・運営に関する地域と事業者の「取り決め」として、町の再エネ条例、ガイドラインに基づき、町と事業者間で協定書を締結し、地域の声を反映させた事業運営を目指す。

1 基本的事項

公募に向けた考え方

- 地域の発電事業者として、電力を長期的かつ安定的に供給できる能力を備えた事業者を公募する。
- また、八丈町が昨年度制定した条例及びガイドラインの理念をよく理解し、地域とともに実現を目指すことができる事業者を求める。

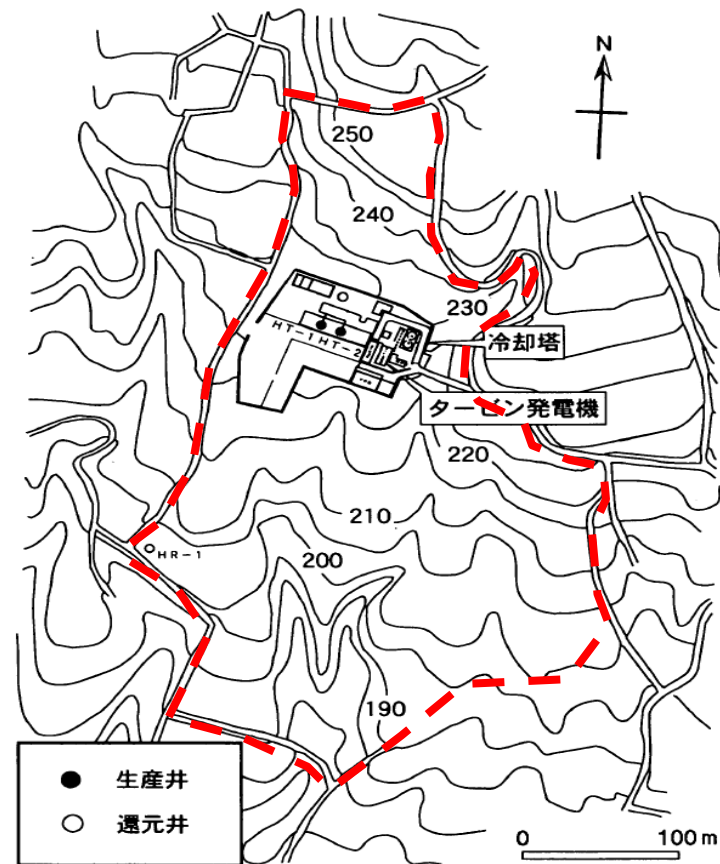
公募条件(案)

- 事業期間中、安定的に電力を供給できる事業運営力、経営能力を備えていること
- 電気事業法及び環境関係諸法令を順守した発電施設とすること
- 八丈町の再エネ条例・ガイドラインを順守し、地域と連携もしくは協働しながら事業を運営すること
- 条例・ガイドラインに基づき八丈町と協定を締結すること

2 設置場所

公募に向けた考え方

- 現地熱発電所周辺地域は地熱のポテンシャルが高く、設置場所として有望である。
- 東京電力(株)の事業用地（赤線部）を活用する場合には、条件等について東京電力(株)との協議が必要



公募条件(案)

- 現地熱発電所と同一地域での開発を想定する
- 東京電力(株)の事業用地を活用する場合、**採択後に協議**すること

3 発電する電力規模、供給期間など

公募に向けた考え方

- 規模の拡大に伴う課題への対応として、**段階的整備も見据え、公募に当たっては、現在の地熱発電所(出力3,300kW)と同規模程度とする。**
 - ・ 既存の送電線は、出力3,800kW程度まで送電可能である。
 - ・ 一定規模以上に拡大する場合、送電線の増強及び余剰電力対策(蓄電池の設置)が必要となる。
- **FITの適用を想定し、価格が維持される15年間を最低限の供給期間として設定する。**
 - ・ 地熱が地域のために継続的に利用されるよう、供給期間終了後の発電所の取扱いについて、別途町及び東京電力(株)と協議するものとする。

公募条件(案)

発電規模	3,300kW程度 ただし、それ以上の規模の提案を妨げない。
供給期間	運転開始より15年間電力を供給すること (地熱が地域のために継続的に利用されるよう、期間終了後の取扱いは別途町及び東京電力(株)と協議する)

4 臭気対策

公募に向けた考え方

- 協議会の臭気調査結果を参考に、公募では具体的な数値基準を設定する。
 - ・発電方式、臭気対策技術を限定せず、数値基準を守ることができる技術を事業者が選択し、提案できるようにする。
 - ・周辺への臭気の拡散については、運転時だけでなく、噴気試験などの調査開発段階や、点検等の停止時も十分に配慮するよう求める。
- 臭気については、モニタリングを実施するよう求める。
 - ・モニタリングの方法等の詳細事項については、事業者決定後に町と締結する協定書の中で整理する。

公募条件(案)

- 数値基準を順守できるよう、適切な発電方法及び臭気対策を選択すること
⇒今後、地元の理解を得るためのプロセスを経て、数値基準を設定する。
- 調査開発段階や点検時においても、臭気について十分に配慮すること
- 臭気のモニタリングを実施すること

5 東京電力(株)との協調

公募に向けた考え方

- 島内で電力が安定して供給されるよう、島の電力の供給責任を負う東京電力(株)と事業者の協力体制の構築が不可欠である。

公募条件(案)

- 発電所の運営について、東京電力(株)と協力体制を構築すること
- 選定後に東京電力(株)と守秘義務契約を結び、必要な情報の共有を図ること

6 地元還元策

公募に向けた考え方

● 島内全体への還元策の提案

- 地熱利用による恩恵を島内全体で享受できるように、事業者からアイデアを募る。
- 島の活性化に貢献できる優良な提案があれば、審査において評価できるよう基準を整理する。

● 地域発信による地域活性化事業への協力

- 協議会の取組として、熱水を利用した新たな産業の創出が目指されている。
- 地域発信の取組が実を結ぶよう、発電事業に支障のない範囲での協力を事業者に求める。

公募条件(案)

- 八丈島内全体への還元策を提案すること
- 事業に支障のない範囲で、地熱の活用を想定した地域の取組に協力すること

町との協定で定めておくべき事項

- 町と事業者で締結する協定書に定めておくべき事項を以下のとおり整理する。

事項	協定書に盛り込む内容
事業全般に関すること	<ul style="list-style-type: none">・地域の利益への配慮・建設時及び運転時の周辺環境への配慮・事業予定地域での事前説明会開催
臭気に関すること	<ul style="list-style-type: none">・臭気モニタリングの方法・情報公開
その他	<ul style="list-style-type: none">・周辺環境モニタリング(臭気以外)・再エネ、地熱の普及啓発への協力(視察対応等)